

## 新商品等による新事業分野開拓事業者認定実施要綱

### (要綱の目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に定める「新商品の生産又は新役務の提供（以下「新商品の生産等」という。）により新たな事業分野の開拓を図る者」として、山口県内の中小企業者を県知事が認定するための手続きと基準を定める。

### (認定申請等)

第2条 山口県知事は、県内に主たる事業所を有する中小企業者の中で、地方自治法施行規則第12条の3に定める要件を満たし、かつ、第4条第2項に掲げる要件に適合する新商品を生産するもの又は新役務を提供するものを「新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者」として認定する。

- 2 前項の規定による認定を受けようとする者は、別記様式1及び様式2に定める書式により認定の申請をするものとする。
- 3 山口県知事は、第1項の規定による認定をしたときは、当該認定の申請者に別記様式3による認定証を交付する。

### (審査会の設置)

第3条 山口県知事は、前条第1項の規定による認定をする際に、その適否等について、「やまぐち新商品利用促進審査会」（以下「審査会」という。）の意見を聴取する。

- 2 前項の規定による審査会は、別に定める要綱により設置し、開催するものとする。

### (認定対象者等)

第4条 第2条第1項の規定による認定の対象となる中小企業者は次の各号のいずれかを満たすものでなければならない。計画期間を満了した場合も対象とする。

- (1) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく山口県知事の承認を受けた中小企業者
  - (2) 公益財団法人やまぐち産業振興財団の事業化ベストプラン認定を受けた中小企業者
- 2 第2条第1項の規定による認定を受ける者が生産する新商品（ただし、医薬品を除く。）又は提供する新役務は以下の各号のすべてを満たさなければならない。
- (1) 山口県内で生産又は提供が行われていること。
  - (2) 認定の申請時において既に県内で販売又は提供されていること。
  - (3) 県の機関が調達している品目又は役務であること、又は県の機関における用途が見込まれること。
  - (4) 商品化又は提供開始後概ね10年以内の物品（ただし、動産に限る。）又は役務であること。
  - (5) 県内で類似の商品又は役務が生産、販売又は提供されていないと認められる商品又は役務であること。

3 山口県知事は、審査会の意見を踏まえ、認定を受けた中小企業者（以下「認定事業者」という。）が生産又は提供する前項各号を満たす新商品又は新役務を指定し、当該新商品名又は新役務名を第2条第3項の規定により交付される認定証に記載する。

（認定期間等）

第5条 第2条第1項の規定による認定の有効期間は、山口県知事が認定した日に属する年度の次の年度の末日までとする。

2 認定事業者は、前項の期間が満了した場合において更新を希望するときは、別記様式1及び様式2により再申請することができる。

3 前項の規定による再申請をする際には、第3条第1項に規定する審査会の審査を省略することができる。

（変更の申請）

第6条 認定事業者は、認定申請事項を変更しようとするときは、別記様式4及び様式2により認定の変更の申請をするものとする。

2 前項の認定の変更については第2条の認定に準じて認定する。

3 山口県知事は、第1項の規定による認定の変更の認定をしたときは、当該認定の申請者に別記様式5による認定証を交付するものとする。

（認定の取消し）

第7条 山口県知事は、次のいずれかに該当するときは、審査会における審査を経て、その認定を取り消すことができる。

(1) 認定事業者等が、第4条第2項各号に適合しなくなったとき。

(2) 認定事業者が新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図ることが困難と認められるとき。

2 前項の規定による認定の取消しにより損失が生じた場合においては、認定事業者がその責めを負うものとする。

（報告）

第8条 山口県知事は、必要に応じて、認定事業者から認定基準への適合状況等について、報告を受けることができる。

（所掌）

第9条 この要綱に関する事務は、山口県商工労働部経営金融課において所掌する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月17日から施行する。

この要綱は、平成26年10月16日から施行する。  
この要綱は、平成28年2月26日から施行する。  
この要綱は、令和元年10月18日から施行する。

様式 1 (第2条関係)

新商品の生産等により新たな事業分野を開拓しようとする者の認定申請書

令和 年 月 日

山口県知事

様

申請者

所在地

名称

代表者氏名

印

電話番号

新商品等による新事業分野開拓事業者認定実施要綱第2条第2項の規定により、次のとおり新商品の生産等により新たな事業分野を開拓しようとする者の認定を申請します。

様式 2 (第2条関係)

新たな事業分野の開拓の実施に関する計画

1 申請者	所在地	
	名称	
	代表者氏名	
	電話番号	
2 新商品等の名称		
3 新商品等の内容		
4 販売又は提供価格		
5 年間生産・提供 販売予定量	生産量・提供量： 販売量・提供量：	
6 製造加工場		
7 生産・提供・販売 実施時期	生産・提供時期：           年   月   から 販売・提供時期：       年   月   から	
8 新商品の生産・ 新役務の提供の 実施方法		

<p>新商品の生産 9 新役務の提供 に要する資金</p>	<p><b>【設備資金】</b> 千円 (内訳)</p> <p><b>【運転資金】</b> 千円 (内訳)</p>
<p>10 上記資金の調達方法</p>	
<p>11 認定承認状況等</p>	<p>※ 該当するものに○をつけてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業等経営強化法による経営革新計画の承認</li> <li>・ 公益財団法人やまぐち産業振興財団の事業化ベストプラン</li> </ul>
<p>12 県の機関における 使用方法の提案</p>	<p>(県の機関(本庁各課、出先事務所、県立病院、福祉施設、試験研究機関等)における新商品の使用方法の例を、具体的に提案してください。)</p>

第 号

「新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者」の認定証

所在地

名 称

代表者氏名

新商品等による新事業分野開拓事業者認定実施要綱第2条第1項の規定により、  
地方自治法施行令第167条の2第1項第4号で定める「新商品の生産等により新  
たな事業分野の開拓を図る者」として認定を受けたことを証する。

山口県知事 村岡 嗣政

認 定 年 月 日	
認 定 の 有 効 期 限	
新 商 品 名 ・ 新 役 務 名	
認 定 条 件	

新商品の生産等により新たな事業分野を開拓しようとする者の認定変更申請書

令和 年 月 日

山口県知事

様

申請者

所在地

名称

代表者氏名

印

電話番号

令和 年 月 日付け 第 号で認定を受けた商品の生産又は役務の提供により新たな事業分野を開拓しようとする者の認定について、下記のとおり変更したいので、新商品等による新事業分野開拓事業者認定実施要綱第6条の規定により、認定を申請します。

記

1 変更事項

2 変更事項の内容



第 号

「新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者」の変更認定証

所在地

名 称

代表者氏名

新商品等による新事業分野開拓事業者認定実施要綱第6条第2項の規定により、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号で定める「新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者」として認定を受けた内容について、変更の認定を受けたことを証する。

山口県知事 村岡 嗣政

認 定 年 月 日	
認定の変更認定年月日	
認 定 の 有 効 期 限	
新 商 品 名 ・ 新 役 務 名	
認 定 条 件	